

○へき地勤務医師等修学資金貸与条例

昭和49年10月11日

条例第47号

改正 昭和50年10月15日条例第41号
昭和55年10月6日条例第52号
昭和56年3月23日条例第2号
昭和63年12月26日条例第34号
平成5年12月24日条例第48号
平成17年3月29日条例第31号
平成19年12月25日条例第66号
平成20年3月28日条例第15号
平成20年10月14日条例第52号
平成22年3月26日条例第19号
平成25年12月24日条例第71号
平成30年3月23日条例第16号
令和3年3月26日条例第18号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例をここに公布する。

へき地勤務医師等修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する者で将来へき地医療機関等に勤務しようとするものに対して修学資金を貸与し、もつて県内の離島山村等医療に恵まれない地域の住民の医療を確保することを目的とする。

(平17条例31・平19条例66・平20条例15・一部改正)

(へき地医療機関等)

第2条 この条例において「へき地医療機関等」とは、次に掲げる病院又は診療所をいう。

- (1) 県内の市町村が国の助成を受けて設置するへき地診療所
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により県内の市町村が設置する診療所
- (3) 知事が指定する病院又は診療所

(平17条例31・平20条例15・平22条例19・令3条例18・一部改正)

(へき地勤務医師等修学資金)

第3条 知事は、大学において医学を専攻する次の各号に掲げる者であつて、将来へき地医療機関等に勤務しようとするものの申請により、その者にへき地勤務医師等修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約(以下「貸与契約」という。)を結ぶことができる。

- (1) 県内の大学の第1学年に入学する者
- (2) 第1学年から第6学年までのいずれかの学年に在籍している者(前号の規定による貸与契約(現に効力を有するものに限る。))の相手方を除く。)

(平17条例31・平20条例15・平20条例52・平22条例19・平30条例16・一部改正)

(貸与方法)

第4条 知事は、貸与契約に定められた期間(正規の修業期間に限る。), 毎年度, 次の表の左欄に掲げる貸与契約の相手方(以下「修学生」という。)に対し, 修学生が在籍する同欄に掲げる学年の区分に応じ, それぞれ同表の右欄に定める金額を上限として修学資金を貸与するものとする。

区分		金額
前条第1号の規定による貸与契約の相手方(以下「第1号修学生」という。)	第1学年	入学金に相当する額, 授業料に相当する額及び生活費
	第2学年及び第3学年	授業料に相当する額及び生活費
	第4学年から第6学年まで	授業料に相当する額, 生活費及び図書購入費(200,000円)
前条第2号の規定による貸与契約の相手方(以下「第2号修学生」という。)	第1学年から第6学年まで	生活費

2 前項に規定する修学資金のうち, 入学金に相当する額, 授業料に相当する額及び図書購入費については一括して, 生活費については毎月75,000円を貸与するものとする。ただし, 生活費については, 特別の事由があるときは, 2月分以上を併せて貸与することができる。

(平17条例31・全改, 平20条例15・平20条例52・平30条例16・一部改正)

(修学資金の総額)

第5条 知事は, 貸与契約を結ぶ場合には, 当該年度において結ばれる貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなけれ

ばならない。

(保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、貸与契約を結ぶに際し、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第7条 知事は、修学生が大学に在籍している場合において次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該貸与契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかつたこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があつたときは、修学資金(入学金に相当する額の分を除く。以下この項において同じ。)のうち、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級した日の属する月までの期間に係る修学資金に相当する額として規則に定めるところにより計算した額の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの期間に相当する分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日又は進級した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

(平17条例31・平20条例15・平22条例19・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部の免除を受けることができる。

(1) 第1号修学生が、次に掲げる要件のいずれにも該当するに至ったとき。

ア 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得したこと。

イ 医師の免許の取得後直ちに知事が定める病院が実施する臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。)(以下「指定臨床研修」という。)に従事したこと。

ウ 指定臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸与期間（前条第2項の期間を除く。以下同じ。）の月数に2を乗じて得た月数に相当する期間を経過する日（以下「義務勤務履行期限」という。）までに、知事が別に定める病院が実施する研修（指定臨床研修を除く。）に従事し、かつ、通算して6年間へき地医療機関等においてその業務に従事したこと。

(2) 第2号修学生が、次に掲げる要件のいずれにも該当するに至ったとき。

ア 前号ア及びイに掲げる要件を満たしていること。

イ 義務勤務履行期限までに、通算して修学資金の貸与期間に相当する期間へき地医療機関等において知事が別に定める診療科の業務に従事したこと。

(3) 前2号に規定する業務に従事している期間中に、業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項第1号ウ及び第2号イに規定する業務に従事した期間を計算する場合には、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

（平17条例31・平20条例15・平20条例52・平25条例71・平30条例16・一部改正）

（返還）

第9条 修学生は、前条第1項の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。この場合において、当該期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

(1) 第7条第1項の規定により貸与契約を解除されたとき。

(2) 第1号修学生が、前条第1項第1号アからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすことができなかつたとき。

(3) 第2号修学生が、前条第1項第2号ア及びイに掲げる要件のいずれかを満たすことができなかつたとき。

(4) 死亡したとき（第7条第1項第5号に該当する場合を除く。）。

2 前項に規定する利息の額は、当該修学資金の貸与を受けた日から最後に修学資金の貸与を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(昭63条例34・平5条例48・平17条例31・平20条例15・平20条例52・平25条例71・平30条例16・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第10条 知事は、修学生が前条第1項の規定による返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の著しい障害その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたときは、返還債務の全部又は一部に相当する額を免除することができる。

(平17条例31・全改、平25条例71・一部改正)

(返還の猶予)

第11条 知事は、修学生が災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することが困難であると認めるときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(平17条例31・全改)

(延滞利息)

第12条 修学資金を返還すべき者が、正当な理由がなくて、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第9条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(昭50条例41・平17条例31・一部改正)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年度分の修学資金から適用する。

附 則 (昭和50年10月15日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例第4条の規定は、昭和50年4月分以後の修学資金について適用する。

附 則 (昭和55年10月6日条例第52号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例第4条の規定は、昭和55年4月1日以後に修学生となつた者に係る昭和55年4月以後の月分の修学資金について適用し、同日前に修学生となつた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年12月26日条例第34号）

この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第31号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例第8条第2号及び第9条第1項第5号の規定は、平成17年度から平成19年度までの間に、大学院の4年生である者にへき地勤務医師等修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、同条例第8条第2号中「2年間（知事が定める病院が実施する臨床研修（以下「指定臨床研修」という。）に従事していない者にあつては、4年間）」とあり、及び同条例第9条第1項第5号中「2年間（指定臨床研修に従事していない者にあつては、4年間）」とあるのは「1年間」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成19年12月25日条例第66号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則（平成20年3月28日条例第15号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前のへき地勤務医師等修学資金貸与条例第3条の規定により結ばれたへき地勤務医師等修学資金を貸与する旨の契約（以下この項において「貸与契約」という。）は、改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例第3条の規定により結ばれた貸与契約とみなす。

附 則（平成20年10月14日条例第52号）

改正 平成25年12月24日条例第71号

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例第3条の規定により結ばれるへき地勤務医師等修学資金を貸与する旨の契約（以下この項において「貸与契約」という。）に係るへき地勤務医師等修学資金について適用し、同日前に改正前のへき地勤務医師等修学資金貸与条例第3条の規定により結ばれた貸与契約に係るへき地勤務医師等修学資金については、なお従前の例による。この場合において、同条例第8条第1号中「し、引き続き」とあるのは「した後、指定臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸与期間（前条第2項の期間を除く。）の月数に相当する期間を経過する日（以下「義務勤務履行期限」という。）までに」と、「それぞれ」とあるのは「それぞれ通算して」と、同条第2号中「第1号修学生が、大学卒業後2年以内に免許を取得し、かつ、免許の取得後直ちに指定臨床研修に従事し、引き続き知事が定める病院が実施する研修（指定臨床研修を除く。）（以下「指定実務研修」という。）に従事した後引き続いて、3年間へき地医療機関等においてその業務に従事したとき。」とあるのは「削除」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「第1号」と、同条例第9条第1項第4号中「において、引き続き」とあるのは「において、義務勤務履行期限までに」と、「それぞれ」とあるのは「それぞれ通算して」と、「とき（当該指定臨床研修に従事し、引き続き指定実務研修に従事した場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第5号中「第1号修学生が、大学卒業後2年以内に免許を取得し、当該免許の取得後直ちに指定臨床研修に従事し、引き続き指定実務研修に従事した場合において、引き続き、3年間へき地医療機関等においてその業務に従事しなかつたとき。」とあるのは「削除」とする。

（平25条例71・一部改正）

附 則（平成22年3月26日条例第19号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第71号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第16号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第3条の規定により結ばれるへき地勤務医師等修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）に係るへき地勤務医師等修

学資金について適用し、同日前に改正前のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定により結ばれた貸与契約に係るへき地勤務医師等修学資金については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、改正前の条例第3条の規定による貸与契約の相手方である者は、改正後の条例第3条第2号の規定にかかわらず、同条の申請をすることができない。

附 則（令和3年3月26日条例第18号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。